

北海道告示第10642号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

令和6年4月15日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 作業種類 基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）  
(2) 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
(3) 作業地域 北見市、網走市、稚内市、紋別市、上川郡下川町、中川郡音威子府村、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、網走郡美幌町、網走郡津別町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、常呂郡置戸町、常呂郡佐呂間町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡西興部村、紋別郡雄武町、網走郡大空町、川上郡標茶町、川上郡弟子屈町、標津郡中標津町、標津郡標津町及び目梨郡羅臼町
  
- 2 (1) 作業種類 基本測量（地磁気測量）  
(2) 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
(3) 作業地域 稚内市及び余市郡赤井川村